

第1章

計画の
基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- 少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まり等を背景として地域住民のつながりの希薄化はますます加速するとともに、価値観の多様化、格差の拡大などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。
- そのような状況の中で、ひきこもり、8050問題*、ダブルケア*、虐待、孤独・孤立、ヤングケアラー*、若年女性の自殺数の増加など、さまざまな社会問題が表面化しています。これらの多様で複雑化した課題は行政で対応できる範囲をはるかに超えており、あらためて地域での支え合いや福祉コミュニティ形成の重要性が問われています。
- 一方で、社会に貢献することに関心をもち、地域の課題に自発的に取り組むボランティアやNPO法人*などによる活動も年々ひろがりを見せ、さまざまな分野で活動が展開されてきています。
- 今後の地域保健福祉を推進するためには、何よりも支援を必要とする人の立場から、行政と区民や活動団体、民間企業も含めた地域の力を結集することが重要になります。
- 本区では、高齢者、障害者、子ども、外国人といった個別の対象にとらわれることなく、すべての人が安心して共生できるよう、連携と協働により継続的に支える仕組みの構築を目指し、保健福祉分野の関連計画すべてを包含した、豊島区における保健福祉の総合計画として、平成17年3月に「豊島区地域保健福祉計画」を策定しました。
- このたびは、社会環境の変化や法改正等の動向を踏まえ、地域社会における新たな課題に対応していくための計画として改定します。

2 計画の性格

- この地域保健福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域の福祉について「共通して取り組むべき事項」を記載するとともに、区の基本構想および基本計画を具体化し、地域保健福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。
- また、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」及び、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を内包する計画とします。
- この地域保健福祉計画を保健福祉分野の上位計画として位置づけ、保健福祉に関連する各種の個別計画において、具体的な施策や事業等の詳細を示していきます。
- さらに、豊島区民社会福祉協議会*が策定する「豊島区民地域福祉活動計画」とは車の両輪の関係にあり、相互に補完・補強し合うことにより地域保健福祉のさらなる推進を目指していきます。

コラム No.1

社会福祉協議会はどんなことをしているの？

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に基づき設置されている、社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。社協では個人や団体会員等からの会費、寄付金、行政からの補助金や共同募金の配分金などを財源として、さまざまな福祉サービスに加え、ボランティア活動の支援、生活福祉資金の貸付、成年後見制度*の利用促進、共同募金や歳末たすけあい運動などを行っています。地域住民や福祉関係者・団体等と協力して、社会福祉制度の隙間を埋めながら、行政では対応できない分野で活動しています。

なお、「豊島区社会福祉協議会」は、平成25年5月に「豊島区民社会福祉協議会」に名称変更を行いました。これは、区民が親しみを感じられる名称とするとともに、区民が主役の社会福祉協議会ということを出し、一層の地域福祉の推進を図っていくことを目指したものです。



豊島区民社協キャラクター
ふくじい

地域保健福祉計画の位置づけおよび基本計画・関連計画との関係

<社会福祉法における位置づけ(抜粋)>

- 第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

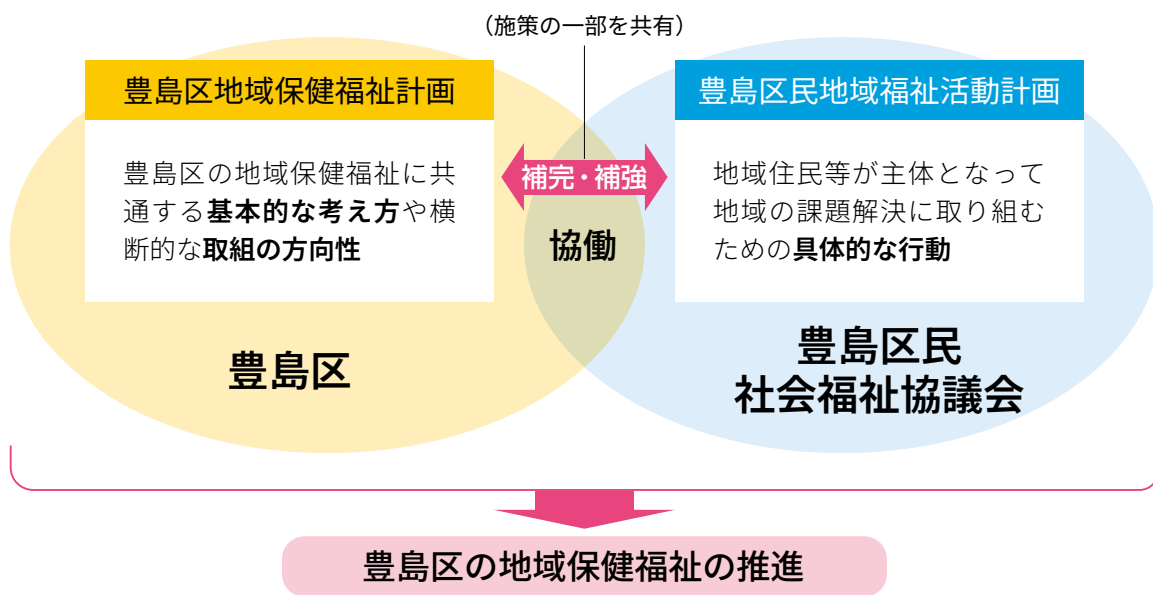


■ 関連計画の根拠となる法令

| 計画名 | 法令上の名称 | 根拠規定 |
|----------------------|-------------------|------------------------|
| 地域保健福祉計画 | 地域福祉計画 | 社会福祉法第107条 |
| | 重層的支援体制整備事業実施計画 | 社会福祉法第106条の5 |
| | 成年後見制度の利用促進に関する計画 | 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条 |
| 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 | 老人福祉計画 | 老人福祉法第20条の8 |
| | 介護保険事業計画 | 介護保険法第117条 |
| 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | 障害者計画 | 障害者基本法第11条 |
| | 障害福祉計画 | 障害者総合支援法第88条 |
| | 障害児福祉計画 | 児童福祉法第33条の20 |
| 健康プラン | 健康増進計画 | 健康増進法第8条 |
| | 自殺対策計画※ | 自殺対策基本法第13条 |
| | 食育推進計画 | 食育基本法第18条 |
| | 歯と口腔の健康づくり推進計画 | 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例第8条 |
| 子ども・若者総合計画 | 次世代育成支援行動計画 | 次世代育成支援対策推進法第8条 |
| | 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法第61条 |
| | 子ども・若者計画 | 子ども・若者育成支援推進法第9条 |
| | 子どもの貧困対策についての計画 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条 |
| | 子どもの権利推進計画 | 豊島区子どもの権利に関する条例第30条 |

※健康プランにおける自殺対策計画に関する部分は、地域保健福祉計画の一部とみなします。

豊島区民地域福祉活動計画(としまNICEプラン)との関係



3 計画の期間

- 今回の地域保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とします。なお、社会経済状況等の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。



※基本計画は令和7年度末の改定を予定していましたが、コロナ禍の影響による区民意識や社会経済情勢等の変化を早急に反映させるため、令和6年度末に改定することになりました。

4 計画の基本理念と基本方針

- 豊島区では、区民等の参画と協働を基本とした基本構想の実現に向け、その具体化を図る基本計画と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

【 基本理念 】

「個人の尊厳が守られ、
すべての人が地域でともに支え合い、
心豊かに暮らせるまち」

【 基本方針 】

① 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

② 自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

③ 健康で自立した地域生活の促進

すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

④ 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い*」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO法人*、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する新たな支え合い*による地域社会を築きます。

⑤ サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。